

住民監査請求 監査結果報告書

令和7年1月20日

富田林市監査委員

富田林市職員措置請求に係る監査結果

(令和6年11月27日付 受理分)

〔自主防災組織運営費補助金、
老人クラブ活動等補助金、
町総代に支給される報償金
に係る住民監査請求〕

目 次

第 1 富田林市職員措置請求	P 1
[1] 請求人	P 1
[2] 富田林市職員措置請求書の提出	P 1
[3] 請求の内容	P 1
1. 請求の要旨	P 1
2. 措置要求	P 2
[4] 事実証明書について	P 2
[5] 請求の受理	P 3
第 2 監査の実施	P 4
[1] 請求人の証拠の提出及び陳述	P 4
[2] 監査対象事項	P 4
[3] 監査対象部局（担当課）	P 4
[4] 監査対象部局（担当課）の意見書の提出及び陳述等	P 5
1. 監査対象部局（担当課）の意見の要旨	P 5
2. 監査対象部局（担当課）の本請求に対する意見	P 6
第 3 監査の結果	P 6
[1] 事実関係の確認	P 6
[2] 判断	P 7
[3] 結論	P 7
[4] 意見	P 8

第1 富田林市職員措置請求（以下「本件請求」という。）

[1] 請求人

住所 ○○○○○○○○○

氏名 ○○○○

[2] 富田林市職員措置請求書の提出

請求人より令和6年6月28日付富田林市措置請求書（以下「請求書」という。）を受理するに至った経過は、以下のとおりである。

監査委員は、令和6年6月28日付で請求書を受け付けた。しかし、請求書には、行為が違法又は不当である具体的な理由、財務会計上の行為等の結果として発生する又はそのおそれのある損害、必要な措置の内容の記載がなく、また、事実を証明する書面の添付がなかったことから、当監査委員は、同年7月4日付文書にて請求人に対しこれらの点の補正を求めた。

これに対し、請求人は、請求書の補正として、同年10月30日付富田林市職員措置請求書（以下「補正書」という。）、並びに、諸資料（町総代設置規程、高辺台一丁目令和6年度役員・街区委員（一覧）、高辺台一丁目町会データ（一覧）、富田林市高辺台一丁目老人クラブ令和4年度収入支出決算書及び同クラブ令和5年度収入支出決算書）を提出した（甲1号証ないし甲5号証）。

しかるに、この補正書並びに諸資料をもってしても、監査委員が求めた補正が十分なされておらず、また諸資料も十分とは言い難かったことから、請求書の形式審査のため、証拠の提出及び意見陳述の機会を設けることとし、当監査委員は、請求人に監査委員会議室へ出頭するよう求め、同年11月27日に形式審査を行った。

その結果、当監査委員は、請求書、補正書及び11月27日の形式審査における補正をもって、同日付で本件請求を受理し、その旨を富田林市長に通知し、併せて意見書の提出を求めた。

[3] 請求の内容

請求人から提出の請求書、補正書、資料及び形式審査の結果（以下、これらをまとめて「請求書等」という。）によると、本件請求の主張事実の要旨及び措置要求は、次のとおりである。

1. 請求の要旨

(1)当市は、富田林市自主防災組織補助事業要綱に基づいて、自主防災組織に対し運営費補助金として、自主防災組織の規模に応じた限度額を交付することになっている。

ところが、高辺台一丁目は全世帯数が500超あるが、町会に入っているのは300数十世帯しかない。にもかかわらず、自主防災組織が500世帯以上の規模の組織に対して交付される10万円が支出されている。現状は、自主防災の活動である防災訓練をみると、高辺台一丁目自主防災会（以下「本件自主防災会」という。）の会長は町会に属さない世帯には周知もしていない。実際の活動規模に見合った補助金を出すべきである。加えて、本件自主防災会は全世帯数の規模に応じた補助金の交付を受ける以上、それに見合った活動をしなければならない。

(2)当市は、富田林市老人クラブ等活動補助金交付要綱に基づいて、老人クラブ等に対し交付している老人クラブ活動等補助金は、所定の補助対象活動（地域支え合い事業、先進的取組み事業、友愛訪問事業）に対し、それぞれ予算の範囲内で、市長が必要と認めた額が交付されること

になっており、補助金の交付決定を受けた老人クラブ等は、事業完了後速やかに老人クラブ活動実績報告書等を市長に提出しなければならないとされており、その中に収入支出決算書がある。

ところが、高辺台一丁目の老人クラブ（以下「本件老人クラブ」という。）について、担当課から示された収入支出決算書をみると、収入は全部書いてあるが、支出は一部しか書いていない。決算報告書としてなっていない。担当課は、このような加減な決算報告書の提出で補助金を出すべきではない。

(3)当市は、町総代設置規程に基づいて、「各町会又は自治会等(以下「町会」という。)との連絡を緊密にすることにより、市行政の円滑な推進と地域福祉の増進、生活環境の向上を図るため、各町会に町総代 1 名を置く。」（同規程第 1 条）とされ、「各町会より推薦若しくは互選された者に、市長が町総代を委嘱する。」（同規程第 2 条）とされている。「町総代の任期は 2 年とする。ただし、各町会の申し合わせ等がある場合はこの限りでない。」（同規程第 4 条）となっている。

「町総代には毎年予算の定めるところにより、その労に対し毎年度末に報償金を支給する。」（同規程第 6 条）とされている。報償金は、年額（基本）と世帯割増（但し、町会構成世帯）で成り立っている。

ところが、高辺台一丁目の町総代（以下「本件町総代」という。）は、特定の者が平成 26 年か 27 年頃からずっとやっており、ここ 2、3 年は町会長らに関係なく全部仕切っている。各町会より推薦若しくは互選された者といえないのではないか。また、報償金も世帯数について 503 世帯を前提に世帯割増がなされているが、実際の町会構成は 300 数十世帯しかない。間違っている。

2. 措置要求

それぞれ発生している損害を市長に返還させるよう求める。

[4] 事実証明書について

添付された事実証明書は以下のとおりである（各補助金・報償金交付の根拠となる各補助金要綱並びに町総代設置規程を除く）。

1. 甲 1 号証	町総代設置規程	1 通
2. 甲 2 号証	高辺台一丁目令和 6 年度役員・街区委員（一覧）	1 通
3. 甲 3 号証	高辺台一丁目町会データ（一覧）	1 通
4. 甲 4 号証	高辺台一丁目老人クラブ令和 4 年度収入支出決算書	1 通
5. 甲 5 号証	高辺台一丁目老人クラブ令和 5 年度収入支出決算書	1 通
6. 甲 6 号証	富田林市自主防災組織補助事業要綱指導マニュアル	1 通
7. 甲 7 号証	高辺台一丁目自主防災会役員名簿（個人情報にかかる部分を除く）	1 通
8. 甲 8 号証	富田林市自主防災組織運営費補助金申請書	1 通
9. 甲 9 号証	事業計画書	1 通
10. 甲 10 号証	予算書	1 通
11. 甲 11 号証	補助事業等の支出の部の内訳	1 通
12. 甲 12 号証	見積書	1 通

13. 甲 13 号証	富田林市自主防災組織運営補助金確定指令書	1 通
14. 甲 14 号証	補助事業履行確認報告書	1 通
15. 甲 15 号証	富田林市自主防災組織運営費補助事業実績報告書	1 通
16. 甲 16 号証	補助事業等の実績書	1 通
17. 甲 17 号証	補助事業等の収支決算書	1 通
18. 甲 18 号証	領収証	1 通
19. 甲 19 号証	富田林市老人クラブ連合会及び富田林市老人クラブ活動 に関する補助金算定要領	1 通
20. 甲 20 号証	富田林市老人クラブ運営要領	1 通
21. 甲 21 号証	令和 5 年度老人クラブ活動補助金申請の手引き	1 通
22. 甲 22 号証	富田林市老人クラブ活動に対する補助金交付決定額 (一覧)	1 通
23. 甲 23 号証	令和 5 年度老人クラブ活動等補助金交付申請書	1 通
24. 甲 24 号証	令和 5 年度地域支え合い事業計画書	1 通
25. 甲 25 号証	令和 5 年度先進的取組み事業計画書②	1 通
26. 甲 26 号証	令和 5 年度友愛訪問事業計画書	1 通
27. 甲 27 号証	令和 5 年度高辺台一丁目老人クラブ収入支出予算書	1 通
28. 甲 28 号証	高辺台一丁目老人クラブ会員名簿（令和 5 年 4 月 1 日現在） (個人情報に係る部分を除く)	1 通
29. 甲 29 号証	老人クラブ活動等補助金交付決定通知書	1 通
30. 甲 30 号証	令和 5 年度老人クラブ活動補助金請求書及び実績報告書	1 通
31. 甲 31 号証の 1・2 領収証（2 通）		各 1 通
32. 甲 32 号証	老人友愛訪問実施者名簿（個人情報に係る部分を除く）	1 通
33. 甲 33 号証	町総代（自治会長）報告書（令和 5 年度, 令和 6 年度）	各 1 通

(事実証明書の内容は省略)

[5] 請求の受理

(1) 請求人の資格について

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定において住民監査請求を行なうことができる請求人とは、当該普通地方公共団体の住民と規定されている。

本件請求人は住民監査請求の資格を有している。

(2) 請求の対象職員等

法第 242 条第 1 項の規定により、措置請求の対象は当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員とされており、本件請求は富田林市長に対し措置を請求している。

(3) 請求期間について

請求人は、自主防災組織運営費補助金、老人クラブ活動等補助金、町総代に支給される報償金の支出を争っている。

しかし、住民監査請求の請求期間は、法第 242 条第 2 項の規定により当該行為のあった日又は終わった日から 1 年以内とされている。この点、本件請求のうち、[3] の 1. (1) (富田

林市自主防災組織補助事業要綱に基づく補助金）については、本件自主防災会に対する令和4年度分の補助金は令和4年度中に支出が完結しており、請求期間を徒過している。しかし、令和5年度分の補助金については、運営費の補助100,000円の支出であり、令和5年12月28日に補助金額が確定し精算が完了しており、本件請求は1年以内になされたものである。

[3] の 1. (2) (富田林市老人クラブ等活動補助金交付要綱に基づく補助金)については、本件老人クラブに対する補助金について請求人が請求する対象期間は、請求書等からは、令和5年度分以前の補助金にも及んでいる。本件老人クラブに対する令和4年度分の活動等補助金の交付は令和5年5月中に完結しており、請求期間を徒過している。しかし、令和5年度分の同補助金の交付は令和6年5月24日に市より本件老人クラブへ振込がなされ完結しており、本件請求は1年以内になされたものである。

[3] の 1. (3) (町総代設置規程に基づく報償金)については、本件町総代に対する報償金について請求人が請求する対象期間は、請求書等からは、令和5年度分以前の報償金にも及んでいる。令和5年度分は、令和5年3月に本件町総代からの報告を受け、令和6年3月22日に支給され完結している。令和6年度分は、令和6年3月に本件町総代からの報告を受け、令和6年度末に支給される予定となっている。令和5年度分については本件請求は1年以内になされている。令和6年度分については令和6年度末に支給される報償金について差止めの措置を求めているものと理解することができる。

(4) 要件審査及び請求の受理

以上により、本件請求のうち、本件自主防災会に対する令和4年度分の補助金については、請求期間を徒過しており法第242条の要件を具備しておらず却下すべきものであり、令和5年度分の補助金については請求期間内でありその余の要件も含め法第242条の要件を具備しているものと認め、令和6年11月27日にこれを受理した。

また、本件老人クラブに対する令和4年度分の活動等補助金については、請求期間を徒過しており法第242条の要件を具備しておらず却下すべきものであり、令和5年度分の補助金については請求期間内でありその余の要件も含め法第242条の要件を具備しているものと認め、令和6年11月27日にこれを受理した。

さらに、本件町総代に対する令和5年度分及び令和6年度分の報償金については、いずれも請求期間内でありその余の要件も含め法第242条の要件を具備しているものと認める。

第2 監査の実施

[1] 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人の陳述については、形式審査を実施した令和6年11月27日における陳述をもって実施した。証拠提出については、請求人から甲1号証ないし甲5号証が提出され、監査委員の求めにより対象部局（担当課）から甲6号証ないし甲33号証の提出を受けた。

[2] 監査対象事項

自主防災組織運営費補助金、老人クラブ活動等補助金、町総代に支給される報償金である。

[3] 監査対象部局（担当課）

自主防災組織運営費補助金については、令和5年度末までは消防本部であったところ、それ

以降は危機管理室である。

老人クラブ活動等補助金については、高齢介護課である。

町総代に支給される報償金については、人権・市民協働課である。

[4] 監査対象部局（担当課）の意見書の提出及び陳述等

1. 監査対象部局（担当課）の意見の要旨

(1) 第1の〔3〕の1.(1)については、担当課の意見は、概要以下のとおりである。

本件自主防災会に対する自主防災組織運営費補助金については、適正に本件自主防災会から交付申請及び実績報告書を受理し、一連の手続が行われていることから、瑕疵はない。すなわち、市は、本件自主防災会から、富田林市自主防災組織補助事業要綱に基づいて、この要綱の運用を適切かつ円滑に実施することを目的として定められた同要綱指導マニュアル等に沿って、補助金交付申請書の他に、規約、役員名簿、事業計画書、予算書、見積書の写し、補助事業等の実績書、補助事業等の収支決算書、補助事業等に係る領収書等を適切に提出いただいている。

補助対象となる自主防災組織の認定要件については、原則として町会又は自治会単位での申請となる。この点、高辺台一丁目は全世帯数が500超あるが、町会に入っているのは300世帯強しかない。しかし、自主防災組織は共助を目的とした組織であり、町会・自治会の加入・未加入にかかわらず当該自主防災組織の管轄エリアにお住まいの方については、災害が発生した場合に、救助対象であるものとして世帯数に含めることができる。実際、本件自主防災会から提出された役員名簿には、町会以外の防災管轄エリアに含まれるUR賃貸住宅からも役員として選出されている。申請人は防災訓練の周知の問題を指摘されるが、災害が発生した場合に町会以外のUR賃貸住宅区域住民も救済対象であるとして申請されている。よって、高辺台一丁目の全世帯数を基準に運営費の補助金を交付するのは適正である。

(2) 第1の〔3〕の1.(2)については、担当課の意見は、概要以下のとおりである。

老人クラブ活動等補助金については、当該老人クラブによる交付申請に基づいて、富田林市老人クラブ等活動補助金交付要綱に基づき審査を経て市長が交付決定を行った後、当該老人クラブが申請の際に計画した事業内容に沿って年間活動を行いその内容を報告し、これを受けて市長が審査のうえで補助金交付を確定し、当該老人クラブの請求を受けて補助金が交付される。補助金の申請と報告の受付は、地区ごとに日時を設定し、老人クラブごとに個別に提出された書類を確認し、不足の確認や、事業内容などの聞き取りを行うとともに、不足するものについては再提出を求める等の対応を行っている。本件老人クラブの交付申請に対する補助金（以下「本件補助金」という。）の交付については、いずれも上記の手続に基づき適正に履行している。

収入支出決算書は、収入は、本件補助金の対象となる活動を行いうるだけの団体としての実体があるかどうか、また、支出については、本件補助金の交付額の確定に必要なもののみを記載し、それ以外は、その他の収入とその他の経費として一括して記載する様式になっている。つまり、当該決算書において収入についてはすべて記載されているものの、支出はその他の経費欄の記載がないことから、書類上では、収支が合わない内容となっているが、本件老人クラブから提出された収入支出決算書の内容でも、補助金の確定に必要となる事項は記載されていることから、補助金の確定に影響するようないい加減な収入支出決算書ではない。

(3) 第1の〔3〕の1. (3)については、担当課の意見は、概要以下のとおりである。

町総代とは、各町会又は自治会等との連絡を緊密にすることにより、市行政の円滑な推進と地域福祉の増進、生活環境の向上を図ることを目的として、各町会に1名が置かれるものである（町総代設置規程1条）。そして、本市では、町総代の労に対し、毎年度末に町総代報償金を支給している。そして、この報償金は、年額（基本）70,000円、世帯割増（但し、町会構成世帯）1世帯当たり100円／年とされている（以上同規程第6条）。

この規程における「町会構成世帯」とは、町総代に支給される報償金の算定の基礎となるものである。ところで、そもそも、町会とは、高辺台一丁目の町会のように住居表示実施区域においては、町又は丁目単位で組織されている団体とされる（同規程第3条）。そして、町総代の職務については、団体内の生活環境向上に関する事項、団体内の広聴及び広報に関する事項、富田林市から依頼を受けた事項に関する事項、その他自治振興に関する事項（同規程第5条）とされ、町会を組織する区域に限らず当該区域全体について、例えば、富田林市開発指導要綱協議が必要な建築行為等について地元を代表して開発者・事業者等の説明を受ける、法定外公共物（里道）と隣接土地の境界を決める明示において、地元を代表して現地立ち合いを行う等、むしろ当該町（丁目）を構成する全世帯に関わってその職務が及ぶものとされているものもある。そうすると、規程における世帯のみを意味するのではなく、ひろく当該町会の所管する町（丁目）に関する世帯を意味するものというべきである。

以上、町総代設置規程の趣旨や各規定を総合的に勘案するときは、「町会構成世帯」は町（丁目）の全世帯数を指すものと捉えるのが適切である。

2. 監査対象部局（担当課）の本件請求に対する意見

1. より、いずれの監査対象部局（担当課）も、本件請求の棄却を求める。

第3 監査の結果

[1] 事実関係の確認

請求について監査した結果、次の事実が確認できた。

(1) 第1の〔3〕の1. (1)について

自主防災組織は、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう」とされ（災害対策基本法第2条の2第2号）、防災に関して自主的に結成され、富田林市地域防災計画に基づき、自主的な防災活動を行うものとされている。

本件自主防災会については、毎年度運営費補助金の交付申請をする際、役員名簿を提出しているところ、名簿には、高辺台一丁目町会に入っている者だけでなく、高辺台一丁目の区域ではあるが高辺台一丁目町会に属さないUR賃貸住宅区域に居住する者も役員として選出されている。また、本件自主防災会が作成した防災マップ（富田林市が印刷）には、UR賃貸住宅区域が含まれており、この防災マップはUR賃貸住宅区域を含む高辺台一丁目全区域の全世帯に配布されており、本件自主防災会自身、災害が発生した場合に、UR賃貸住宅区域を含む高辺台一丁目の全区域の全世帯を対象として安否確認等自主的な防災活動を行なうことを想定している。

たしかに、毎年度実施される防災訓練に、UR賃貸住宅区域に居住する者が参加しているかどうか確認は取れていない。しかし、毎年度の防災訓練に参加していないからと言って、自主

的な防災活動に加わる機会が全くないわけではなく、本件自主防災会に選出された役員を通じて情報や参加の機会は与えられているといえる。

(2) 第1の〔3〕の1. (2)について

請求人が指摘する「収入支出決算書をみると、収入は全部書いてあるが、支出は一部しか書いていない。」のは事実である。しかし、老人クラブ活動等補助金の申請にあたって当該老人クラブが提出すべき収入支出決算書とは、収入は、本件補助金の対象となる活動を行いうるだけの団体としての実体があるかどうか、また、支出については、本件補助金の交付額の確定に必要なもののみを記載し、それ以外は、その他の収入とその他の経費として一括して記載する様式になっているとの担当課の説明に要綱の趣旨に照らし不自然なところは認められない。ここでは、一般的に認識されている収入と支出の金額が合致することは、そもそも求められていな

い。

また、かかる収入支出決算書の提出にあたっては、担当課が、老人クラブごとに個別に提出された書類を確認し、不足の確認や、事業内容などの聞き取りを行うとともに、不足するものについては再提出を求める等の対応を行っていることが明らかとなった。

実際、本件老人クラブの収入支出をあらためて確認したが、調査の限りでは、不適切な交付がなされているとは認められなかった。

(3) 第1の〔3〕の1. (3)について

毎年度末に町総代に支給される報償金については、担当課が説明するとおり、市の様々な業務への協力に対する謝礼としての性格を有するものと言うことができる。

町総代の職務には、担当する区域全体に関わって①町内の安全、防犯、防災に関すること、②町内の生活向上など（環境衛生、農とみどり、下水道、道路交通、水道、都市計画、増進型地域福祉）に関すること、③町内への広報、④その他自治振興などに関すること等、市政全般にわたり区域を代表して協力を求められるものが相当数含まれている。

とすると、報償金の算出の基準として「町会構成世帯」は、文字どおり「町会」の構成世帯ではなく「町（丁目）の全世帯数」をもとに算出する方が合理的であるといえる。

[2] 判断

第1の〔3〕の1. (1)については、本件自主防災会に対する運営補助限度額は、本件自主防災会が自主防災組織運営費補助金交付申請書に記載するとおり、「自主防災組織の規模」を高辻台一丁目の全世帯数（申請書では540世帯）をふまえた補助額とすることが、補助金規程に違反し、又は不適切とは認められない。

第1の〔3〕の1. (2)については、本件老人クラブから提出された「収入支出決算書」が不適切なものであって、本件老人クラブの活動に対する補助が、補助金規程に違反し、又は不適切なものであるとは認められない。

第1の〔3〕の1. (3)については、町総代の報告書において、「町（丁目）の全世帯数」を記載していた場合、これをもとに「世帯割増」を算出することが町総代設置規程の報償金に関する規定に違反し、又は不適切なものであるとは認められない。

[3] 結論

請求人の本件請求は、請求期間を超過したものは却下し、その余はいずれも理由がないので

棄却する。

[4] 意見

以上のとおり、本件請求で問題とされている支出は違法でも不当でもないと考えられる。

しかし、第1の〔3〕の1. (1)についていえば、本件自主防災会自らが、高辺台一丁目町会だけでなくUR賃貸住宅区域に居住する者も、発災時に自主防災組織による救助活動対象であること、そして、日頃より区域の全住民に対して防災訓練等の活動への参加を積極的に呼びかけることが望ましいのはいうまでもない。担当課は、各自主防災組織が毎年度の補助金を申請する機会に、区域の全住民が共助の対象に含まれていることを認識されるよう、補助金申請時の手続・書式を工夫することが望ましい。

また、第1の〔3〕の1. (2)については、本件老人クラブに対する本件補助金に関する限り、不適切な交付がなされたとはいえないものの、「令和5年度老人クラブ活動補助金申請の手引き」における収入支出決算書の作成方法の説明が、必ずしもわかりやすい表現になっているとは言いがたいので、工夫が求められる。

さらに、第1の〔3〕の1. (3)については、町総代設置規程《第6条 町総代報償金について》中の「②世帯割増（但し、町会構成世帯）・・・1世帯当たり100円」の「町会構成世帯」の表記は、誤解を生む可能性があることから、表現の工夫が求められる。